情勢

森林経営管理制度の進捗状況と ウッドショックの組合事業への影響

――第34回森林組合アンケート調査結果から――

主任研究員　安藤範親

はじめに

当研究所では、森林組合の事業や経営の動向、当面する諸課題などを適時・的確に把握し、森林組合系統の今後の事業展開に資することを目的として、森林組合アンケート調査を毎年実施している。対象組合は全国各地の百組合前後であり、継続的に回答していただいている。

本稿は、2022年２～３月に実施した「第34回森林組合アンケート調査」の結果から、「調査対象組合の概況」に加え、19年度からの継続調査項目である「森林経営管理制度と森林環境譲与税」への対応状況および、21年に発生した「ウッドショックの組合事業への影響」について紹介する。また、調査結果の分析の深化・補強等を図るためアンケート完了後の22年４～５月に東北、近畿地方の数組合に対し現地ヒアリング調査を実施しており、適宜参照する。

1　調査対象組合の概況

回答98組合の平均像（20年度概数）は、管内森林面積約４万9,600ha（うち組合員所有林２万４千ha）、正組合員3,791人、内勤職員18人、直接雇用現業職員34人である。これらの指標は、林野庁の森林組合一斉調査結果における全国組合の平均よりおおむね1.2～1.6倍程度大きい（第１表）。

既往調査（16年度以降）と比較すると、組合職員数のうち内勤職員数は、平均18人で、過去５年間に大きな変化はない。他方、直接雇用現業職員数は34人で、16年度の41人に対し減少している。現業職員数の増減は、主として造林担当の職員の動きを反映したものである。保育などの造林の作業量が減少しているためと考えられる。

20年度の経営部門別取扱高は、前年度に比べ森林整備部門が増加した一方で、販売、加工部門は減少した（第２表）。また、経営収支は加工部門の利益が減少した一方で、販売および森林整備の２部門の利益が増加

第1表　対象組合の概況（2020年度）

（単位　ha、人）

	対象組合		全国組合平均(b)	a/b
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積	49,619	0.60	40,850	1.2
組合員所有林	24,223	0.67	17,228	1.4
正組合員数	3,791	1.03	2,331	1.6
内勤職員数	18	0.78	11	1.6
直接雇用現業職員数	34	1.12	22	1.5

資料　全国組合は林野庁「令和2年度森林組合一斉調査結果」
（注）1　全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は、組合雇用労働者数（事務員を除く）。
2　変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　森林組合の取扱高と経営収支
（1組合あたり）

（単位　千円、％）

		20年度	前年度比増減率
取扱高	指導	4,368	△4.1
	販売	216,236	△3.0
	加工	278,032	△6.0
	森林整備	387,317	2.3
収支	事業総利益	165,574	1.9
	うち指導	△437	△16.7
	販売	41,888	4.3
	加工	15,324	△26.7
	森林整備	114,656	4.3
	事業管理費	139,552	△1.8
	事業利益	26,021	27.7
	経常利益	28,930	28.5
	税引前当期利益	29,827	33.8

資料　各組合の総代会資料
（注）「うち加工」については、加工取扱いのある組合の平均。前年度比は今年度回答組合の前年度値と比較。

している。

その背景としては、コロナ禍の緊急事態宣言発令などを受けた住宅着工戸数の減少などにより木材需要が減少した影響が加工部門の減収減益要因になったと考えられる。一方、林野庁が「林業の雇用維持のための保育間伐」などの森林整備に関する緊急支援事業を実施した結果、森林組合の収益に占める割合の高い森林整備部門が増収増益となった。20年度は、コロナ禍で木材の需要だけでなく価格が大きく低下した。前回アンケートでは、コロナ禍が20年度上期の事業総収益に１割減程度の影響を与えたという回答結果を得たが、最終的には、緊急支援事業や各種公的支援策が経営の支えとなり、事業総利益は増加となった。事業利益は２千６百万円、経常利益は２千９百万円、税引前当期利益は２千983万円とそれぞれ前年度の利益を上回った。

20年度の素材生産量は、１万m³以上の組合が回答組合全体の68％であった。比較対象として、令和２年度森林組合一斉調査結果から全国組合の素材生産量別組合数をみると、１万m³以上となっている組合の割合は38％である。このように本アンケートの対象組合は、全国組合と比較して素材生産量が多い組合の割合が高い。また、20年度の１組合あたりの素材生産量は、２万2,447m³と前年度を下回った（第３表）。素材生産量に占める主伐の割合は前年度から変わらず50％となっている。

2　森林経営管理制度と森林環境譲与税について

18年５月に森林経営管理法が成立したことを受けて、前々回調査以降、組合管内の主要市町村(注1)における森林経営管理制度に関する事業の実施状況と森林環境譲与税の使途について伺っている。なお、本調査の実施時期は22年２～３月時点であるため、現

第3表　1組合あたり素材生産量の推移

（単位　㎥、％）

	13年度	14	15	16	17	18	19	20
素材生産量	18,195	19,708	20,790	21,578	21,419	23,616	23,856	22,447
うち主伐	7,229	8,618	9,372	9,735	9,554	12,001	11,890	11,178
主伐割合	40	44	45	45	45	51	50	50

（注）　1組合あたりの素材生産量は、各年度の回答組合の平均値。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

在は全体としてさらに実施が進んでいるとみられる。

（注１）管内に複数の市町村がある場合は、主要な市町村１つ（例えば、森林面積が最も大きい、組合の事務所が存在するなど）について回答。

(1)　森林経営管理制度に関する事業の実施状況

組合管内の主要市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況について尋ねた。第１図のとおり、１～10の各項目は、経営管理意向調査の準備作業から経営管理集積計画を定めるまでの流れに沿った内容とした。その結果、まず「１．森林経営管理制度の業務はまだ始まっていない」が11％（20年度14％）と、制度の運用がまだ開始されていない地域が前年度から減少した。以降の段階である「２．森林の状況把握・森林情報収集」が66％（同76％）、「３．意向調査対象森林の抽出」が73％（同76％）、「４．経営管理意向調査」が80％（同62％）と、経営管理意向調査に至った地域が８割にまで達した。

また、「５．経営管理権集積計画案の作成」（27％、20年度19％）から、「６．経営管理権集積計画の公告」（20％、同12％）、「７．市町村森林経営管理事業の実施」（23％、同16％）と経営管理に取り組む地域が２割以上に増えた。さらに、「８．経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定」（11％、同７％）、「９．経営管理実施権配分計画の公告」（８％、同２％）と、民間事業者に経営管理実施権の設定を行う地域が１割前後にまで増えている。

第1図　組合管内市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況（複数回答）

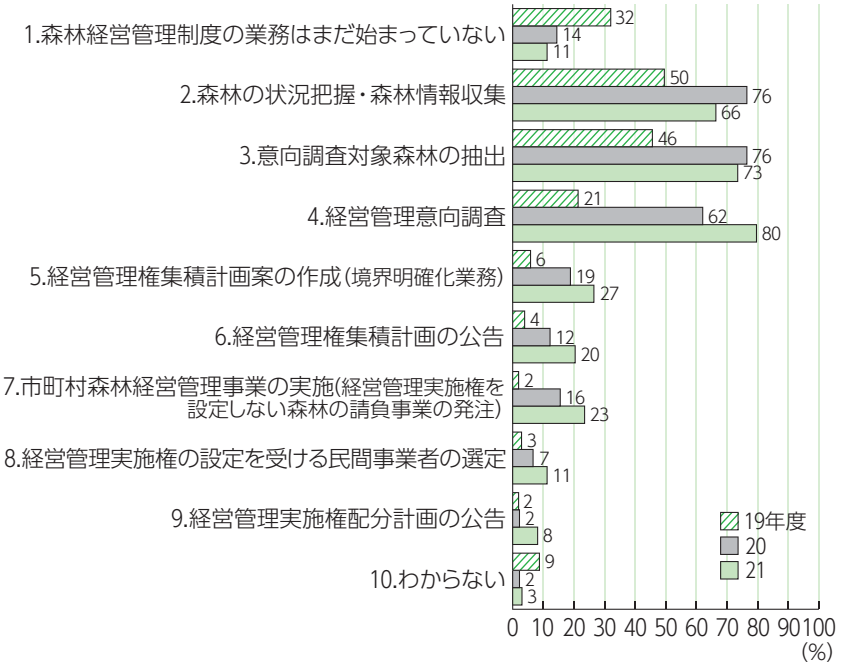

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(2)　森林経営管理制度の市町村事業に対する森林組合の対応状況

森林経営管理制度の市町村事業に対する森林組合の対応状況は、「制度実施以前の会議・打合せ等への参加」を「実施している」を選択した組合の割合が86％（20年度90％）、「意向調査対象森林抽出への情報提供」は、「実施している」が67％（同67％）であった（第４表）。引き続き多くの市町村で、何らかの会議・打合せ等が実施されているほか、情報提供が実施されている。

次に、「意向調査業務の請負」は、「実施している」が51％（同36％）、「境界明確化業務の請負」を「実施している」が22％（同16％）、「経営管理実施権を設定しない森林の事業請負」を「実施している」が26％（同８％）と、これらの業務を請け負う組合が前年度より増加した。

なお、事業の実施割合がまだ低い「経営管理実施権が設定された森林の経営」についての対応状況は、「予定している」が28％、「わからない」が49％となっている。

(3)　森林環境譲与税の使途

市町村の21年度の森林環境譲与税の使途は、多い順に「経営管理意向調査」が68％（20年度66％）、「森林整備」が63％（同43％）、「経営管理意向調査前の事前準備」が57％（20年度項目なし）、「基金創設」が35％（同41％）、「作業道開設・補修」が29％（同28％）、「担い手育成・確保など人材育成」が27％（同29％）、「林地台帳の整備」が26％（同24％）などであった（第２図）。

同税は、森林の有する公益的機能の発揮に向けて喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入とともに創設された。その使途として、「経営管理意向調査」といった主に森林経営管理制度の事業推進のために利用される割合が高まっているほか、「森林整備」や「作業道開設・補修」などに利用されており、導入の目的に沿った利用が進んでいることがわかる。

また、基金として積み立てる市町村が年々減少する傾向にある。民有林の分布に地域

第4表　森林経営管理制度の市町村事業に対する森林組合の対応状況

（単位　％）

		実施している	予定している	実施しない	わからない
制度実施以前の会議・打合せ等への参加	20年度(n=96)	90	3	1	6
	21　(n=98)	86	1	7	6
意向調査対象森林抽出への情報提供	20　(n=97)	67	14	2	16
	21　(n=98)	67	9	13	10
意向調査業務の請負(※)	20　(n=96)	36	23	19	22
	21　(n=98)	51	10	27	12
境界明確化業務の請負(※)	20　(n=96)	16	20	26	39
	21　(n=98)	22	17	26	35
経営管理実施権を設定しない森林の事業請負	20　(n=95)	8	37	7	47
	21　(n=98)	26	29	11	35
経営管理実施権が設定された森林の経営	20　(n=95)	3	39	5	53
	21　(n=98)	9	28	14	49

(注)　(※)は地域林政アドバイザーとして請け負う場合も含む。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　市町村の森林環境譲与税の使途（複数回答）

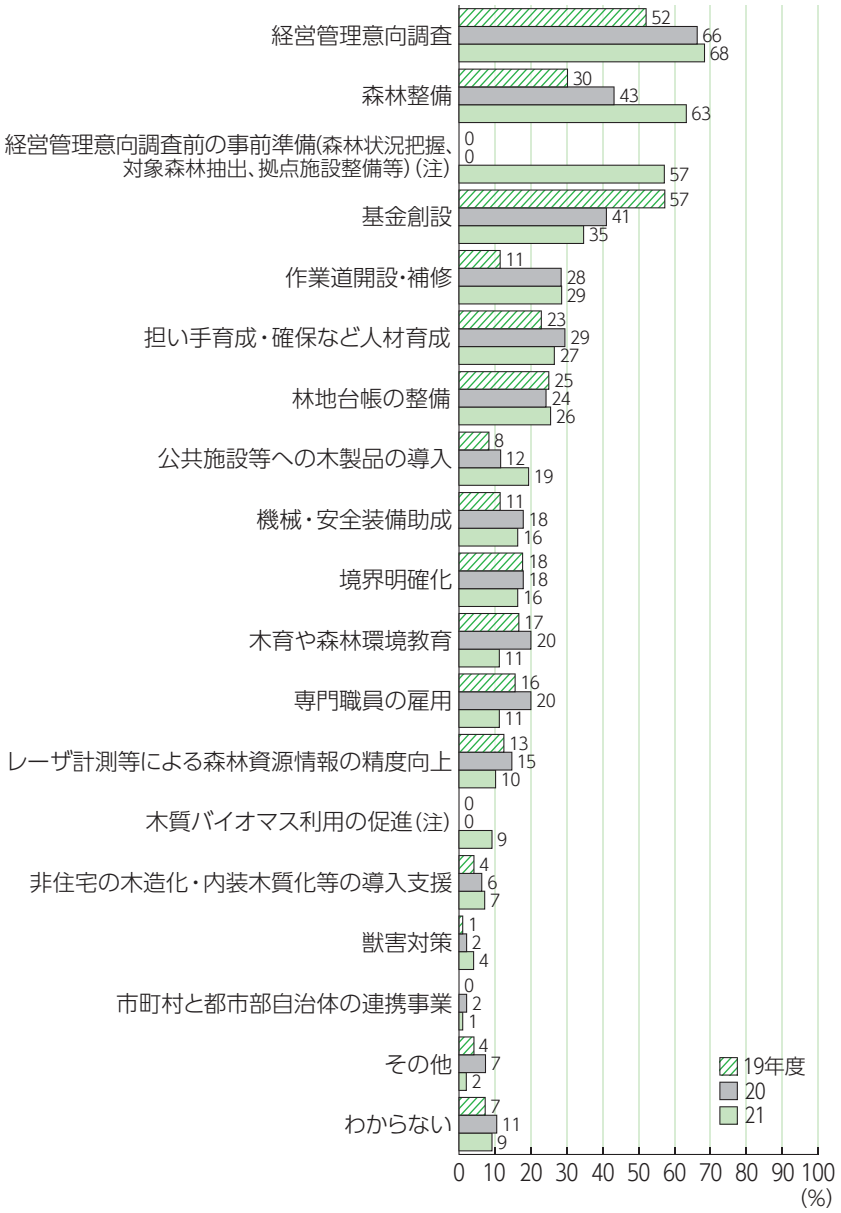

（注）「経営管理意向調査前の事前準備（森林状況把握、対象森林抽出、拠点施設整備等）」と「木質バイオマス利用の促進」は第34回アンケートから新たに設けた項目。なお、20年度は予定されている使途を含む。

的な偏りがあることなどから、同税の活用が十分でない地域もあるが、それぞれの地域で効果的な利用の模索が進みつつある。なお、「その他」は、コンテナ苗購入補助や植栽実施者への助成であった。

3　ウッドショックの組合事業への影響について

21年春に、米国を中心とした世界的な木材需給のひっ迫によって木材価格が急騰す

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

るウッドショックが発生したことから、その森林組合への影響について伺った。

(1)　主要事業の収益（売上高）と素材生産量への影響

21年（１～12月）の主要事業の収益（売上高）と素材生産量について、前年の同期間の基準を100とした場合、「販売収益」は111、「加工収益」は110、「森林整備収益」は99、「事業総収益」は106、「素材生産量」は103であった。(注2)

21年の年間素材（丸太）需要量は2,609万m^3（農林水産省「令和３年木材統計」）と、国内住宅着工戸数の回復傾向やウッドショックによる国産材需要の高まりで前年から反転し、10.8％増加した。これらが販売、加工の収益に前年比１割増程度の影響を与えたとみられる。他方、21年度は前年度の森林整備に関するコロナ禍の緊急支援事業が終了し、森林整備の収益が減少すると見込まれている。

以下、本調査では影響の具体的内容を確認している。

（注２）数値は、四分位範囲を使用して算出した外れ値を除外した平均値を採用した。

(2)　組合事業への影響

組合事業への影響は、「影響があった」が72％、「影響はなかった」が28％と、７割強の組合に影響があった。

その内容は、第３図のとおり、「原木市場の入札参加者や手数料収入の増加」「皆伐施業の増加」がともに41％と最も多い。続いて、「組合員の森林経営に対する意欲の向上」が31％、「伐採時期の前倒し」が20％、「原木、製品価格の上昇」「木質バイオマス発電向けの供給量の縮小」がともに13％、「高性能林業機械の増強」が11％であった。

自由記入欄では、「ウッドショックにより価格が高騰したことは良かったと思う。しかし、一時期による大幅な価格変動は、所

第3図　ウッドショックによる組合事業への影響の内容（複数回答）

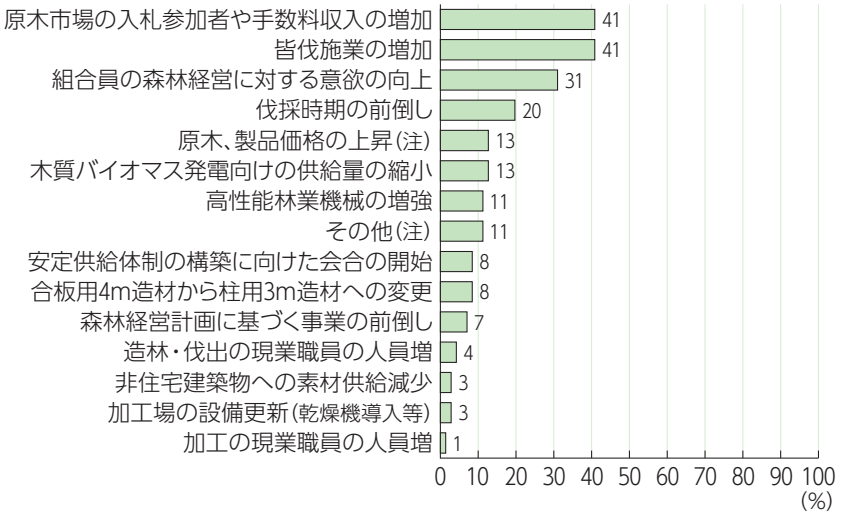

（注）　その他の記入欄から、同じ内容の回答結果を抽出し集計。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

有者の森林に対する意識向上につながると思うが、一方で業者による皆伐林分の増加等につながり、林分構成に影響を及ぼすのではないかと懸念される」という意見があった。この例ではウッドショックが森林管理、林業の持続可能性への懸念を増幅させている。

ヒアリングでは、「加工場の求める品質基準が下がり、より低品質な素材を受け入れてくれるようになった」など、加工場が国産材の調達を強化する動きが聞かれた。また、「木質バイオマス発電に供給していた素材のなかでも、一部使えるものを加工場に持っていくようになった」など、これまで低品質素材に仕分けされ価格の低かった丸太が、より高い価格で製材等の加工場に引き取られる状況が生じている。

(3)　協定取引への影響

協定取引は、素材生産業者等と大口取引先の木材加工業者等との間で、安定供給のための取引に関する協定を結び、市売市場で競りを行わずに直接工場へ原木を運ぶ取引による価格の安定化（協定価格：市場での取引と比べて安定した価格で取引可能）と市場を通さないことによる流通コストの削減、大口取引先に大量の原木を安定的に流通させようという取組みである。

加工工場との素材の安定供給に関する協定取引（連合会が協定を締結している場合も含む）の実施状況は、「協定書を締結」が40%、「書面によらない約束にて実施」が11%と、５割強に及ぶ組合が協定取引を実施していた。なお、地域別では、東北、四国、近畿の順に協定取引を実施する組合が多い一方で、関東・東山、九州・沖縄、東海の順に協定取引を実施していない組合が多い。大型加工場の立地状況や原木市場の発達状況などの地域差が協定取引の有無に影響していると考えられる。

ウッドショックの協定取引への影響は、第４図のとおり、多い順に「市場相場より取引価格が高くなった」が43%、「市場相場より取引価格が低くなった」が26%、「影響はなかった」が23%、「その他」が17%、「組合が約束した量を確保できなかった」が14%、「直送から市場へと販路を変更した」が９%であった。

協定取引では、取引価格が市場相場より「高くなった」の割合が「低くなった」より高い結果となった。原木市場の立地状況や木材加工業者による原木集荷の他社との競合状況などが影響したと考えられる。

取引価格については、「その他」の回答から、「前年度より販売単価が上昇、市場相場が高くなったので取引価格も高くなった」

第4図　ウッドショックの協定取引への影響（複数回答）

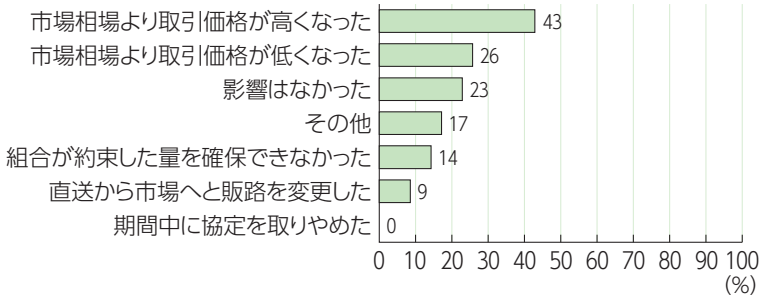

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

など、価格が上昇したものの市場相場には及ばなかった地域もある。また、ヒアリングでは、「春以降に市場価格がまず先に上昇し、協定取引は市場の動きを受けてから徐々に価格が上昇したため『市場相場より取引価格が低くなった』が、市場価格が秋以降に下落し始めたものの、協定取引は上昇した価格を維持したため『市場相場より取引価格が高くなった』」といった意見が聞かれた。協定取引価格は、市場相場の動きを受けて徐々に変動する傾向がうかがえる。市場相場より高くなったとする回答が多かったのはそうした傾向を反映している可能性もある。

おわりに

今回の調査の柱は２つあり、第一に、森林経営管理制度と森林環境譲与税について伺った。組合管内市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況は、８割の市町村が経営管理意向調査の段階にまで進んでいる。それに合わせて森林組合の意向調査業務の請負も増えている。なお、譲与税については、22年５月末に自民党の「地球温暖化防止のための森林吸収源対策プロジェクトチーム」が、同税の過半が基金に積み立てられており有効利用することが課題であると、現行の配分基準見直しを含めた「提言」をまとめた。本アンケートの対象地域は、基金として積み立てる市町村が年々減少する傾向にあるものの、同税の活用が十分でない地域も残る。提言を受けて、22年度以降は今まで以上に同税の活用が進むことが想定される。

第二に、ウッドショックの組合事業への影響について伺った。その結果、７割強の組合に影響があった。影響としては、「原木市場の入札参加者や手数料収入の増加」「皆伐施業の増加」など、原木需要の高まりが挙げられる。

なお、本調査の結果からは離れるが、先行きはウッドショックの影響が長引く可能性がある。22年２月のロシアによるウクライナ侵攻で、各国が経済制裁措置を発動した結果、ロシアが木材の一部商品の輸出を禁止したほか、西側諸国は次々とロシアからの木材輸入に対する規制を打ち出した。世界第４位の木材輸出国であるロシアとの木材貿易の制限は、世界の木材需給に大きな影響を及ぼす。日本の木材需給においても国産材需要の高まりが今後も持続すると見込まれる。

（あんどう　のりちか）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/